

第4回 医療機関等の消費税問題に関する検討会 議事概要

1. 日時：平成27年6月10日（水）14時00分～15時30分
2. 場所：日本医師会館 506会議室
3. 出席者 伊藤（豊）、渡辺、土生、瀬古口、森、田尻、
梶原、西澤、伊藤（伸一）、長瀬 各委員
星野委員、武田委員、吉田委員は欠席。

役員 今村（聡）副会長、今村（定臣）常任理事
オブザーバー

厚生労働省保険局医療課 吉田課長補佐

日本歯科医師会 中村勝文委員長（税務・青色申告会）

日本病院会 安藤常任理事

全日本病院協会 猪口副会長

全日本病院協会 中村康彦常任理事

日本私立医科大学協会 明石業務執行理事

東京都病院協会 河北会長

3. 議事

- ・ 日医役員から、本体報酬に関する論点について、過去の改定に関する「見える化」と、今後の「見える化」の2つに分けて意見交換を行うことが提案され、そのとおりに進めることが確認された。

・

（1）過去の改定に関する「見える化」論点について

- ・ 本体報酬関連（医科、歯科、調剤）

- ・ 医科の本体報酬関連の論点につき、日医役員より『①平成25年度医療経済実態調査に基づき、我々は、消費税率5%分に対応する医療機関の控除対象外消費税の割合を2.27%と計算している。うち、診療報酬本体部分で対応される部分、即ち、医薬品・材料を除いた、その他の費用・設備投資にかかる消費税に対応する部分は1.

0.5%と計算している。②一方、厚労省資料による消費税率5%時までの補てんのうち診療報酬本体部分についての財源は、平成元年が0.11%、平成9年が0.32%、合計で0.43%。③よって、①の1.05%と②の0.43%の間には、0.62%の乖離があることになるのではないかと厚生労働省委員の見解を求めた。

- ・ これに対し、厚生労働省委員から、「診療報酬における消費税相当分は、消費税導入時・引上げ時の対応のほか、累次の改定における対応により全体として補てんされているという考え方である。また、日医の計算する1.05%については、平成25年度の医療経済実態調査における課税経費率を基にした推計値であるが、その当否について評価することは困難である」との回答があり、厚生労働省と医療団体側の見解の相違が明らかとなった。
- ・ マクロの補てん不足が生じているかを含め、診療報酬における消費税相当分がどの程度であるかについては、課税取引への転換による解決が選択された場合、診療報酬への消費税上乗せ分の「引きはがし」の議論に直結する重要な論点であることが改めて確認された。

(2) 診療行為個々に係る標準的仕入れ税額分の「見える化」論点について

- ・ 今後を見据えた「見える化」については、財務省委員からの、保険医療を課税転換するには、一つ一つの診療報酬の中にどの程度の仕入れに係る消費税相当分が含まれているかを「見える化」の作業によって明らかにし、本体価格を確定させなければならない、また、「見える化」のプロセスがなければ「課税化」への国民の理解は得られない、との第一回検討会以来繰り返しの問題提起を踏まえ、まずは現時点の診療報酬項目の中から仕入れに係る消費税相当分を外した本体価格の明確化について、意見交換を行なった。
- ・ 日医をはじめ医療団体の委員や厚労省委員は、診療報酬の性格上、仕入れに係る消費税相当分が一つ一つの行為の中にどれだけ含まれ

ているかに関して「見える化」を実現するのは難しいとの見解が示された。

- ・ 日医役員・四病院団体協議会委員・日本薬剤師会委員から、それぞれ、①課税費用との結びつきが強い項目、②課税費用との結びつきが明確に見られない項目、③課税費用との結びつきが①と②の間にある項目—の3つのグループに分けた、現時点での作業結果が示された。今後はこれらの資料を基に、原価構成をどこまで明らかにできるのかを見極めつつ、病院・診療所のモデルケースについて「見える化」の調査を行うことが確認された。

(3) 控除対象外消費税負担の量的影響（患者、医療機関等）

- ・ 控除対象外消費税負担の患者への量的影響について、四病院団体協議会委員が資料を準備することが確認された。

(4) その他意見交換

- ・ 日医から、厚生労働省委員に対し、改めて、中医協消費税分科会の早期開催を要望した。

以上